平成30年度 第10回あさぎり町農業委員会総会議事録							
招集年月日平成30年12月10日(月)							
招集の場所	所 あさぎり町役場 2 F 大会議室						
開閉会日時及び宣告	開会	平成30年12月10日	午後1時30分 会		会 長	杉下 和治	
	閉 会	平成30年12月10日	午後2時00分 会 長 杉下 和		和治		
応 (不応) 招委員 及び出席並びに	議 席 号	氏 名	出欠等 の 別		第 号 氏	名	出欠等の 別
欠席委員 出席 24名 欠席 2名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	1	深松 守	0	1 4	的射	寸場 洋一	0
	2	橋口 丈一	0	1 5	石山	山 孝史郎	0
	3	中村 金一	0	16	落台	3 武士	0
	4	村田 新一	0	1 7	井	手 久美子	0
	5	吉田 利明	×	18	廣瀬	東 孝喜	×
	6	城本 康志	0	19	樅	大 徹郎	0
	7	藤本 勇二	0	20	濱田	田 定武	\circ
	8	松本 廣幸	0	2 1	宮原	泵 久子	\circ
	9	上野 勇一郎	0	2 2	福力	k 高嗣	0
	10	恒松 純生	0	2 3	林田	田 樫臣	\circ
	1 1	豊永 安茂	0	2 4	平)	川	\circ
	12	田崎 洋一郎	O 2 5		重何	言 洋一	\circ
	13	多田 喜一郎	0	26	杉_	下 和治	0
議事録署名委員	17番 井手 久美子 19番 樅木 徹郎						
出 席 し た 農業委員会職員	事務局長 船津宏 課長補佐 山本祐二 参事 大岩亜記						
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 許可不要転用届について 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第5 議案第2号 農地利用集積計画 (第12回) の決定について						

開会 午後1時30分

- ●農業委員会事務局長(船津 宏君) ご起立ください。礼。
- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 皆さんこんにちは。12月師走に入りまして、それなりの気候になってきました。ただ天気が悪いですので、大変農作業等には大変苦労されていると思いますけれども、体調管理に十分注意されて、委員会活動とそれから農作業と頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。ただいまの出席議員は24名です。吉田利明委員、広瀬孝喜委員より、欠席届が出ております。定足数に達しておりますので、平成30年度あさぎり町農業委員会第10回総会を開会いたします。ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本会議の会議録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、17番井手久美子委員、19番樅木徹郎委員を指名します。

日程第2 報告第1号

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- ●農業振興課課長補佐(山本 祐二君) はい、それでは報告いたします。資料は2ページ目からです。今回は12件の合意解約となっております。解約理由について、申請番号66番から73番が第三者貸し付けのため、申請番号74番から77番が所有権移転のためとなっております。以上、報告を終わります。

日程第3 報告第2号

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第3、報告第2号、許可不要転用届についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- ●農業委員会事務局長(船津 宏君) はい、許可不要転用届2件について、報告いたします。資料は3ペー ジからになります。申請番号9番については、3ページ右側になりますけれども、申請書に押印された印鑑 の印影がですね、印刷の段階で薄れておりますが、確実に押印されておりますので御報告します。 9番につ いては町内の個人の方で、地目現況ともに田。1筆で面積は1,350㎡のうち200㎡を届けられており ます。4ページ左側に始末書を提出されてあります通り、平成の初めごろに当該農地の西側に、堆肥置き場 として許可不要届を知らずコンクリート等打設し、段差下に落下しないようブロックなどを積み上げて、堆 肥置き場としていたとのこと。これからも農業を継続していく上で必要な設備であるために、200㎡を許 可不要届を出されているものです。現地は、百太郎溝の50mほど南、清水保育園から西に600mほどの 辺りになります。農業用施設用地の変更、用途変更もなされており面積も200㎡で、周囲への影響等はな いと考えられることから許可不要と判断いたします。次に、申請番号10番について資料は5ページ右側に なります。先ほど言いましたように受付日付印が9となってますが、10番に訂正をお願いいたします。申 請人は町内の個人の方で、地目現況ともに畑。一筆で、図面6ページに掲載しておりますけれども、6,5 25㎡のうち200㎡を堆肥置き場として許可不要届を出されております。現地南側に一部廃材等が置かれ ておりますが、今回整備に伴い撤去予定とのこと。西側道路沿いに、園芸用樹木が一部植えられている状況 です。現地は、主要地方道錦湯前線沿いから約200m南の辺りとなります。農業用施設用地に用途変更の 予定もされており、面積も200㎡で周囲への影響等ないことから許可不要と判断いたします。以上、許可 不要転用届について報告を終わります。

日程第4 議案第1号

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを 議題とします。事務局の説明を求めます。
- ●農業委員会事務局長(船津 宏君) 農地法第3条の許可申請について説明をいたします。資料は7ページ からになります。今回は所有権移転5件の審議をお願いいたします。最初に申請番号19番ですが、資料は 7ページ右側から12ページ左側までになります。譲渡人は県外の個人の方、譲受人は町内の個人の方です。 移転する土地としましては、一筆で、地目は台帳・現況ともに田。面積が494㎡となっております。移転 する契約としましては所有権移転で、全部で7万円となっています。譲受人は申請地に水稲を作付予定です。 次に、申請番号20番ですが、資料は12ページ右側から16ページの地図になります。譲渡人は県外の個 人の方、譲受人は町内の個人の方です。移転する土地としましては、一筆で、地目は台帳・現況とも畑です。 面積は2,921㎡となっております。移転する契約としましては、所有権移転で贈与となっております。 譲受人は申請地に米を作付される予定です。譲受人が高齢ではありますが、現況、営農も通常されておりま して、譲渡人から耕作を継続して欲しいという強い意向もあるとのことです。現地は、国道219号線から 約800mほど南の箇所になります。次に、申請番号21番ですが、資料は17ページから21ページの地 図までになります。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地としましては1筆で、地目 は台帳・現況とも畑です。面積は1,726㎡となっております。移転する契約としましては所有権移転で、 反当たり30万円となっております。譲受人は申請地に栗を作付される予定です。次に申請番号22番です が、資料は21ページ右側から25ページの地図までになります。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方 です。移転する土地としましては一筆で、地目は台帳・現況とも畑です。面積は495㎡となっております。 移転する契約としましては所有権移転で、反あたり10万円。登記費用込みとなっております。譲受人は申 請地にトウキビ、ソルグなどを作付される予定です。次に、申請番号23番ですが、資料は26ページから 30ページまでになります。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地としましては一筆 で、台帳・現況とも畑です。面積は188㎡となっております。移転する契約としましては所有権移転で、 反あたり30万円となっております。譲受人は申請地にトマトなどの野菜を作付される予定です。以上、農 地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしているものと考えます。審議方よろし くお願いいたします。
- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第3班の現地 調査がありましたので、申請番号19番について11番委員の豊永委員。申請番号20番について23番委 員の林田委員。申請番号21番について11番委員の豊永委員。申請番号22番について13番委員の多田 委員。申請番号23番について5番委員の城本康志委員より報告をお願いします。すいません。6番委員の 城本委員より報告をお願いします。
- ○11番委員(豊永 安茂君) 11番豊永です。本日の現地調査の結果を報告いたします。申請番号19番です。資料は7ページから12ページになります。現地につきましては、春日会館の岡原通りの道を挟んでの場所になります。面積が500㎡ほどなんですけど、これあの1枚に2筆入っておりまして、周りの田んぼも、そう大きな面積ではない場所が、続いております。価格的にどうかと思うんですけど、譲受人と譲渡人の合意の上の価格でありますので、皆さんの審議方お願いいたします。
- **〇23番委員(林田 樫臣さん)** 23番林田です。申請番号20番についてを報告いたします。資料は12ページ右側から16ページにかけてです。16ページの地図をごらんください。ちょっと見にくいんですけれども、免田東の国道沿いに中九州クボタがございますが、その交差点から岡原方面に300メートルほどいった右手に譲受人の畜舎がございます。その畜舎の道を挟んで南側の田んぼになります。この譲受人の方

が譲渡人の方と血縁関係にあるということから、もうずっと昔から譲受人の方が耕作をされておられるとのことです。無償ということでありますけれどもそういう関係があるということです。私たちは異論はございませんので、御審議方よろしくお願いいたします。

- ○11番委員(豊永 安茂君) 申請番号21番について御説明申し上げます。資料は17ページから21ページになります。場所につきましてはウエムラテックの第2工場ですかね。それの南側になります。現在は耕運されていてきれいになっている状態で、その前は前作はサツマイモかなんかを植えてあるようでございます。譲受人と譲渡人は縁戚関係でありまして、譲渡人の体が少し不自由なようでございまして、自分での耕作が難しいということで、売り渡しを判断されたのではなかろうかと思っております。譲受人もほかにも耕作されてまして、全体的にきれいに管理される農家でございますので、問題はなかろうかと思っております。よろしく審議方お願いします。
- O13番委員(多田 喜一郎君) 13番多田です。22番の案件について御説明いたします。21ページか ら資料は載っております。譲受人はですね、この場所から同じ町内ですけども3キロぐらいですかね、離れ たところではあるんですけども、ここの地図のですね25ページに地図がありますけども、この場所は大体、 申し遅れましたが旧深田中学校から高山の運動公園ですね、あそこに上がるところの筋です。ちょうど上が ったところの右側になるんですけども。廃棄場が前あったですけども、そこのすぐそばです。この地図で見 ますと原野がですねその先にあるんですが、ここに1559-2ですかね。これに譲受人が牧草を栽培され てまして、これを一緒にしたいということから、この譲渡人から相談を受けたということです。今現在はで すね、ここは梅の木が3本ぐらいだったですかね実際植えてあって、ちょっと野菜を少しずつ作ってある。 荒れてはいないんですけども。大体前は農業されてたんですけど、今は大体息子さんが。お父さん亡くなら れて、息子さんが会社勤めしながら細々と、一部農業やってるというような状況で、これを譲り渡すという ことになったみたいです。その間に、これもちょっと正式な話じゃないんですけども、1558番地という 地番があるんですが。ここはず一っと梅ノ木がもう収穫をもほとんどされてない梅の木が何本でしょうか、 8本から10本ぐらい植えてはあるんです。ここも所有者が別なので、本当はここもできたら一緒に買いた いという希望があったみたいですけど、本人がまだ息子さんのほうが熊本市内ですかね。息子と相談すると いう段階で、まだ決断されてないみたいで、できたらここも続けて、譲受人としては買ってですね、一緒に したいという希望があるみたいですけども、今のところはまず段階として、この現在地の1,557番地を 譲り受けたいということで申請が出ています。農業をずっときちっと和牛を飼ってるんですけども、農業さ れてますので問題ないかというふうに思います。御審議方よろしくお願いします。
- **○6番委員(城本 康志さん)** 6番の城本です。申請受付番号23番のところの現地調査してまいりました。 両方ともを上西の方で、場所はですね清水保育園の側になっております。資料としましては26ページから 29ページとなっております。畑で面積が188㎡です。10アールあたり30万円ということになってお ります。以上問題ないと思いますので、御審議方よろしくお願いいたします。
- **◎農業委員会会長(杉下 和治君)** 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての、説明及び 現地調査報告がありました。申請番号19番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 質疑なしと認めます。最初に申請番号19番の案件について採決します。 許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君)はい、全員賛成です。したがって、申請番号19番の案件については許可することに決定しました。次に、申請番号20番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 質疑なしと認めます。申請番号20番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号20番の案件については、 許可することに決定しました。次に、申請番号21番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)
- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 質疑なしと認めます。申請番号21番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号21番の案件については、 許可することに決定しました。次に、申請番号22番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)
- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号22番の案件について採決します。 許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(替成者举手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号22番の案件については許可することに決定しました。次に、申請番号23番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号23番の案件について採決します。 許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号23番の案件については許可することに決定しました。

日程第5 議案第2号

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 議案第2号、農地農用地利用集積計画(第12回)についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
- ●農業振興課課長補佐(山本 祐二君) はい。それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。資料は32ページからごらんください。申請番号395番から449番は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。申請番号450番から456番は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。申請番号450番から456番は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。申請番号457番から472番は、新規の賃貸借権の設定です。申請番号473番は、期間満了に伴う転貸による賃貸借権の再設定です。申請番号474番から478番までは、農地中間管理事業での転貸による新規の賃貸借権の設定です。続きまして、所有権移転に係る分について説明をいたします。資料は35ページからです。今回の申請は5件で、申請番号66番から69番は、相手方の要望により熊本県農業公社が買い入れするものです。申請番号70番は、公社が買い入れた土地を売り渡すものです。次に売買価格です。申請番号66番の買い入れ価格は、10アール当たり75万円です。申請番号68番の買い入れ価格は、10アール当たり75万円です。申請番号68番の買い入れ価格は、10アール当たり70万円です。申請番号69番の買い入れ価格は、10アール当たり70万円です。申請番号69番の買い入れ価格は、10アール当たり70万円です。申請番号69番の買い入れ価格は、10アール当たり70万円です。申請番号70番の買い入れ価格は、10アール当たり81万6,000円です。以上の件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。35ページから42ページにかけて、申請地位置図、利用権設定等の状況を一覧表と農用地利用

集積計画総括表等載せております。なお、申請位置図は66番から69番農地のみ掲載しております。以上、 説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。議案第2号、農用地利用集積計画(第12回)についての、説明 が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 質疑なしと認めます。これから議案第2号、農用地利用集積計画(第12回)について採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。全員賛成です。したがって、本案は、原案のとおり決定しました。 これで本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。平成30年度あさぎり町農業委員会第10回総 会を閉会いたします。
- ●農業委員会事務局長(船津 宏君) 御起立ください。礼。

閉会 午後2時00分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名・押印する。

平成 年 月 日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 17番 井手 久美子

あさぎり町農業委員会 署名委員 19番 樅木 徹郎